平成２９年（フ）第３２号
茨城県龍ケ崎市4858番地２　コーポ岩佐102号室
債務者　田中　春由
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
山梨県甲府市上石田２丁目７番６号
債務者　宮川　文造
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目５番20―1302号
債務者　岡本　昌幸
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５１号
兵庫県尼崎市富松町２丁目27番８―302号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目36番16―105号
債務者　西川　　充
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
島根県益田市東町39番３号
債務者　宮本紀美子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１７１号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目17番24―304号
債務者　前田　裕久
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６号
群馬県桐生市広沢町間ノ島377番地の４
債務者　前濵　顕寛
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３０号
群馬県桐生市菱町３丁目1988番地
債務者　桑原　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６６号
三重県津市白塚町1080番地８
債務者　村上　ヒラタ　ホルヘこと　ＭＵＲＡＫＡＭＩ　ＨＩＲＡＴＡ　ＪＯＲＧＥ
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４９号
神戸市北区花山東町３番26―1108号
債務者　山下　　宏
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８号
神戸市北区泉台１丁目12番地の17
債務者　山地　信美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３号
兵庫県宝塚市光明町２番５―201号
債務者　武田真恵美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７００号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目７番13号
債務者　坂野いずみ
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６号
愛媛県松山市祝谷５丁目５番６号
債務者　菅野　文明
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
愛媛県西条市丹原町今井399番地４、前住所愛媛県西条市丹原町丹原149番地５
債務者　安藤　和幸
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４３号
福岡県久留米市津福本町713番地１　ＭＡＣ久留米コート606号
債務者　野口　卓郎
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６０号
佐賀市本庄町大字袋372番地１　フレグランス城南Ｂ棟202、前住所佐賀市今宿町７番１号
債務者　犬塚　　聡
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係